

MORISAWA Font Student Pack エンドユーザライセンス契約書

株式会社モリサワのフォント製品(以下「本フォント」といい、関連するドキュメンテーションを含みます)は、その使用を許諾されるもので、著作権その他何なる権利も売り渡されるものではありません。株式会社モリサワは、下記の本フォントの使用についての契約条件(以下「本契約」といいます)にご同意頂くとともにライセンスの認証を受け、且つ、その時点で株式会社モリサワが定義する学生(以下「学生」といいます)であることを条件として、本フォントの使用を許諾します。これらの条件が満たされない場合には本フォントの使用を許諾することはできませんので、未開封のまま、ご購入後8営業日以内に購入の証明となる書類等とともに購入店にその旨をお申し出ください。返金の処理をいたします。但し、本フォントのパッケージのユーザーライセンスシールが開封されている場合は返金の処理はできません。尚、本契約は、株式会社モリサワと本契約に同意し、ライセンスの認証を受けた学生であるエンドユーザ(以下「ライセンス取得者」といいます)との間に適用され、株式会社モリサワからライセンス取得者に提供される本フォントのアップデート及び新バージョンについても適用されるものとします。

1. 使用の許諾

株式会社モリサワは、ライセンス取得者に対して、本契約の契約期間に限り、本契約の規定に従い本フォントの使用を次の通り非独占的に許諾します。尚、許諾の地域的範囲は全世界としますが、ライセンス取得者は日本国内に居住する学生に限られるものとします。

- 1) ライセンス取得者は、ライセンス取得者が所有またはリース契約もしくはレンタル契約を受けている1台のデバイスに本フォントをインストールして、デバイス及びデバイスに接続された出力装置を用いて、本フォントを次の通り使用することができます。但し、その使用は、非営利を目的としたものに限られるものとします。
 - 1) ライセンス取得者は、本フォントについて、ウェート・スタイル・バージョンの異なるものも含め、本フォントを構成する文字・記号・数字・シンボル等(書体)をもって、事実もしくは思想・感情の表現手段として利用すること、印刷版下の作成、印刷、表示等の方法により複製(出力)することができます。
 - 2) ライセンス取得者は、アプリケーションプログラム等を利用して、デバイスにインストールした本フォントから文字情報を取り出すことができ、その取り出した文字情報をそのまま、またはこれに基づき改変等の翻案をした上で、事実もしくは思想・感情の表現手段として利用すること、印刷版下の作成、印刷、表示等の方法により複製(出力)することができます。
- 2) ライセンス取得者は、デバイスにインストールした本フォントを、そのバックアップを目的とした場合に限り、他の記憶装置または記憶媒体にコピーすることができます。但し、バックアップを目的とした場合であっても、デバイスにインストールしたフォントを別のデバイスにコピーすること、本フォントを他のデバイスにインストールすることはできません。尚、他の記憶装置または記憶媒体にコピーした本フォントは、本フォントをインストールしたデバイスへのリストアのみに使用することができます。
- 3) ライセンス取得者は、本契約の規定に従い許可される必要な用途に使用するため、及び保管の目的に限り、本契約の規定に従って、本フォント、全てのパーツ、コピー、その変更修正を複製することができます。

2. 定義

本契約における用語を次の通り定義します。尚、その他の用語については、コンピュータ及びソフトウェア業界並びに商取引の分野において通常理解される意味に従うものとします。

- 1) 「学生」とは、次に規定する教育機関が実施する3ヶ月以上の教育課程に在籍する児童、生徒、学生を総称していいます。
 - 1) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号、最終改正:平成18年6月21日法律第80号)第1条、第2条、第82条の2及び第83条に規定する学校及びその学校法人
 - 2) 国及び地方自治体が各々の設置法令等に基づいて設立し、管轄する大学校
- 2) 「デバイス」とは、本フォントを使用するためにその記憶装置にインストールするコンピュータをいい、この単位をもって1台のデバイスと呼びます。尚、次の場合には、これを1台のデバイスと呼ぶことに差し支えありません。
 - 1) 1台のコンピュータに複数のOSがインストールされている場合
 - 2) 1台のコンピュータに複数のOSが同時起動している場合
 - 3) 1台のコンピュータに複数のCPUが搭載されている場合

3. ライセンスの認証

本フォントのライセンスを取得しようとするエンドユーザは、本フォントのマニュアル等に記載する手続きにより、自らの氏名その他の情報を提供する等して、株式会社モリサワによるライセンスの認証を受けなければなりません。また、ライセンス取得者は、本フォントをインストールして使用するデバイスを変更する場合、ライセンスの認証を再度受ける必要があります。尚、株式会社モリサワは、ライセンスを認証する際に取得する個人情報を本契約第11条の本フォントのサポート・サービス以外の目的には使用しません。

4. 禁止事項

ライセンス取得者は、次に例示する行為その他本契約に記載する許諾の範囲外の行為は一切してはなりません。

- 1) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、本フォントから文字情報を取り出し、取り出させること
- 2) 有償・無償を問わず、第三者に利用させる目的で、本フォントから取り出された文字情報を改変等の翻案をする等してフォントその他の二次的成果物もしくはそのデータを製作し、製作させること
- 3) 本フォントから取り出した文字情報、フォントの代替として機能するあらゆるデータ、これらに改変等の翻案をして製作したフォント等の二次的成果物、もしくはこれらのデータを、有償・無償を問わず、第三者に交付、送信その他の方法により頒布すること
- 4) 本フォント及び本フォントに含まれるユーティリティ等につき、逆アセンブル、逆コンパイル、または解読すること
- 5) 本フォントをネットワーク上のサーバとして機能するデバイスにインストールし、クライアントとして接続する他のデバイスからアクセスして使用すること
- 6) 本フォントを複数のデバイスで使用する目的で、記憶装置または記憶媒体にインストールしたり、複製を作成すること
- 7) 本フォントに含まれる、マニュアル等の関連資料及びユーティリティ等の全部であろうと一部であろうと、また如何なる形態であっても、そのコピーを取ること
- 8) 権利保護を目的として本フォントにあらかじめ設定された技術的な制限を解除、無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本フォントを複製、翻案、使用すること
- 9) 本契約の規定に従い、本フォントを使用する場合を除き、本フォントを変更したり、他のソフトウェアやドキュメンテーションと結合したりすること

5. 権利の帰属

本フォントの著作権その他一切の権利、企業秘密は、株式会社モリサワまたは株式会社モリサワに権利を許諾した第三者（以下「株式会社モリサワのライセンサー」といいます）に帰属しています。また、本フォントから取り出した文字情報を始めとして、この文字情報に基づき製作されたウェイト・スタイル・バージョンを変化させた文字、フォントその他の本フォントの二次的成果物及びそれらのデータについての著作権その他一切の権利は、それが適法に製作されたか否かを問わず、株式会社モリサワまたは株式会社モリサワのライセンサーに帰属するものとします。よって、ライセンス取得者の権利は、株式会社モリサワのライセンサーからのライセンス及び本契約の各条件によって制限されます。

6. 権利の譲渡等の禁止

ライセンス取得者は、株式会社モリサワの書面による許諾を得ずに本フォントの全部または一部の再配布、公衆送信（送信可能化を含む）、貸与、レンタル、擬似レンタル、再販売（中古品取引を含む）、組込をすることはできず、本フォントの使用権を第三者に再許諾し、本フォントの使用権もしくは本契約上の地位を第三者に譲渡し、またはそれらを担保に供することもできません。

7. 損害賠償額の上限

ライセンス取得者が本フォントの使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても、名目の如何を問わず株式会社モリサワが負担する責任は金銭賠償に限られ、その賠償額は、ライセンス取得者が実際に支払った本フォントの使用権許諾の金額を上限とします。本フォントの使用または使用不能により、またはそれらに関連して生じるライセンス取得者の派生的財産的損害及び直接的または間接的な営業上の損害、精神的損害については、如何なる場合であっても株式会社モリサワ及び株式会社モリサワのライセンサーはその責めに任じないものとします。

8. 保証の範囲

株式会社モリサワは、ライセンス取得者が本フォントを最初に取得した日から90日間、本フォントが格納される媒体やマニュアルに物理的な欠陥、乱丁、落丁があった場合には、その程度に応じて株式会社モリサワの判断に基づき、交換または本フォントの削除及び返還と引き換えに本フォントの使用許諾の代金の返還を行います。本フォントに重大な瑕疵があった場合（動作保証対象外の特定のデバイスまたは第三者のソフトウェアに起因する動作不具合を除きます）、株式会社モリサワは、ライセンス取得者が本フォントを最初に取得した日から90日間、その程度に応じて自らの判断に基づき、修補プログラムの提供、解決方法の案内、または本フォントの削除及び返還と引き換えに本フォントの使用許諾の代金の返還を行います。株式会社モリサワは、本フォントの品質、機能がライセンス取得者の使用目的の全てに適合することを保証するものではなく、本フォントの選択・導入の適否、本フォントまたは本フォントを使用するアプリケーションの不具合によるデータの損失を防御するための適切なバックアップ等についてはライセンス取得者の責任とします。

9. アドビの権利

アメリカ合衆国カリフォルニア州95110-2704、サンノゼ市、パークアベニュー、345所在、アドビ・システムズ・インコーポレーテッド（以下、アドビといえます）は本契約条項に基づくライセンスに関する利害関係者（第三者受益人）であり、本フォントのポストスクリプトフォント技術に関する限り、株式会社モリサワの他にアドビもまた本契約の遵守をライセンス取得者に直接要求することができます。

10. 輸出に関する制限

本フォントは、アメリカ合衆国製の技術で作成されています。よって、如何なるフォームであろうと、本フォント及び本フォントに付随するユーティリティの輸出、再輸出に際してはアメリカ合衆国連邦法の制限を受けます。前記に関する義務は、本契約の終了後においても有効に存続することに同意しなければなりません。

11. サポート及びサービス

ライセンス取得者は、株式会社モリサワの現行の製品サポート・サービスに関するポリシー（ライセンス取得者のご希望により入手することができます）に記載されたサポート・サービスを受けることができます。但し、ライセンス取得者に提供される株式会社モリサワのサポート・サービスは、日本国内における日本語によるものに限られるものとします。

12. 保管の義務

本契約により、その使用を許諾される本フォントをインストールする際に使用するインストールキー等の識別情報は、本フォント毎に作成、提供される固有のものです。ライセンス取得者は、それらを厳重に保管し、第三者に開示してはなりません。万一、それらが第三者に使用された場合、その責任はライセンス取得者が負わなければなりません。尚、その場合、ライセンス取得者は、本フォントの使用許諾料金相当額を含む株式会社モリサワが被った全損害を賠償しなければなりません。

13. ライセンスの遵守

本フォントは、著作権法及び国際著作権条約をはじめその他の法令により保護されています。ライセンス取得者は、本フォントを含めたソフトウェアの健全な使用環境の形成に努めなければなりません。本契約の遵守について、ライセンス取得者は、株式会社モリサワから要求された場合、その時点において、本フォントを含む株式会社モリサワのフォント製品及びソフトウェア製品が、各々の製品の有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内にインストール状況の調査報告書等の提出等を含め書面により証明しなければなりません。ライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると株式会社モリサワが判断した場合には、株式会社モリサワは、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類についての調査をライセンス取得者の住所地だけでなく株式会社モリサワが必要と認めた場所で行うことができるものとします。また、ライセンス取得者は、本契約の終了後であっても90日間は、上記調査を受け入れなければなりません。尚、当該調査の結果またはライセンス取得者自らのインストール状況の開示により、本フォントの無許可複製の存在が判明した場合、ライセンス取得者は、当該無許可複製した本フォントについて、本フォントの製品の表示価格ではなく、本フォントと同じフォントフォーマットの製品のシングルフォントパッケージの価格に換算して、無許可複製した本フォントの書体数分に相当する金額を当該調査の実施実費用とともに、株式会社モリサワに支払わなければなりません。

14. 契約の解除

株式会社モリサワは、ライセンス取得者が本契約のいずれかの条項に違反した場合または株式会社モリサワの著作権を侵害した場合には、本契約を解除することができます。尚、ライセンス取得者は、自らの違反行為により、株式会社モリサワが損害を被った場合には、本契約が解除されると否とに拘わらず、その損害を賠償しなければなりません。

15. 契約期間

本契約は、本フォントの使用権許諾の代金が株式会社モリサワへ支払われることを条件に、本契約にご同意頂き、本フォントの使用を開始した時点から成立し、本フォントのパッケージに記載された有効期間の満了をもって終了します。尚、有効期間の延長及び本契約の更新はできません。また、本契約は、有効期間内であっても、株式会社モリサワとライセンス取得者の合意若しくは株式会社モリサワによる解除等によっても、終了します。

16. 契約の終了に伴う義務

ライセンス取得者は、本契約が有効期間の満了前に合意または解除等により終了した場合、直ちに本フォントの使用を停止し、本フォントを削除して、本フォントをインストールするために株式会社モリサワから提供された全ての有体物（以下総じて「本フォント製品」といい、本契約の規定に従い、または本契約に違反して、それらのコピーを作成している場合には、当該コピーも含みます）を自己の負担で株式会社モリサワに返還しなければなりません。ライセンス取得者は、株式会社モリサワが同意する場合、本フォント製品を廃棄することもできます。本契約が第12条により解除された場合またはライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると株式会社モリサワが判断した場合には、株式会社モリサワは、ライセンス取得者に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類についての調査をライセンス取得者の住所地だけでなく株式会社モリサワが必要と認めた場所で実施することができるものとします。尚、契約終了の事由の如何に拘わらず、株式会社モリサワは、本フォントの使用権許諾の代金をライセンス取得者に返還しません。

17. 技術的手段等の追加

株式会社モリサワは、本フォントが本契約により許諾される範囲で使用されるために、如何なる技術的手段をも適時追加することができるものとします。

18. 一般条項

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は大阪地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。